

平成25年

第10回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成25年第10回教育委員会会議録

1 期 日 平成25年8月8日 木曜日

2 場 所 教育委員会委員室

3 開 会 午後2時00分

4 閉 会 午後4時05分

5 出席委員 猪股 春夫

北林真知子

田中 直美

長岐 和行

佐藤 一成

米田 進

6 説明のための出席者

教育長 米田 進

教育次長 栗津尚悦

参事(兼)博物館長 風登森一

教職員給与課長 村上幸義

義務教育課長 吉川正一

特別支援教育課長 西嶋崇広

文化財保護室長 佐々木人美

福利課長 金 義晃

教育次長 福田世喜

施設整備室長 能登谷敏

幼保推進課長 廣野宏正

高校教育課長 鎌田 信

生涯学習課長 平川祐作

保健体育課長 越後谷真悦

7 会議に附した議案

議案第35号 教職員の懲戒処分案について

議案第36号 平成26年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について

議案第37号 平成26年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について

8 議決した事項

議案第35号 教職員の懲戒処分案について

議案第36号 平成26年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について

議案第37号 平成26年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について

9 報告事項

- ・秋田県公立学校施設の耐震改修状況調査結果について
- ・平成26年度秋田県公立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公

告等について

・平成26年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について

10 会議の要旨

【猪股委員長】

ただいまより、平成25年第10回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は1番北林委員と3番長岐委員にお願いします。

審議に入る前に、議事の進行についてであります。議案第35号の「教職員の懲戒処分案」については、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、議案第36号「平成26年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第36号「平成26年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について」説明

【猪股委員長】

議案第36号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

教科書採択のための組織及び手続きの流れの中に、県教育委員会は「不適切な部分には指導・助言を行い、再考を促し変更を命じる」とありますが、今回該当する案件はありましたか。もしありましたら、差支えのない範囲で、その内容を教えてください。

【高校教育課長】

今回はありませんでした。

【北林委員】

「不適切な部分」とは、例えばどのようなことが挙げられるのでしょうか。

【高校教育課長】

選定した教科書が、当該校の実態や進路実績に合わないところらで判断する場合に、指導することがあります。

【北林委員】

大曲農業高校と大曲農業高校太田分校についてですが、本校と分校では違う教科書を選んでいますが、設置されている学科が違うからなのか、それとも他の理由もあるのか教えてください。

【高校教育課長】

本校と分校では、学校の実態が異なりますので、学校の実態に合わせて種類や内容を選んでおります。

【北林委員】

第1部は、来年の1、2年生用として採択したいという教科書だと思いますが、毎年同じような生徒で同じような実態になると推測して採択するものですか。

【高校教育課長】

これまでの様子から、次年度のことを想定して選ぶことになります。

【北林委員】

分校は、地域的に通学上の理由があって通っている生徒もいると思いますので、色々な生徒がいることを前提として、どのように選んでいるのか疑問に思っておりましたので伺いましたが、毎年、生徒の傾向はあるということですね。

【高校教育課長】

太田分校に限って申しますと、ここ数年の入学してくる生徒の層や特徴が分かっておりますので、それを想定して選ぶことになります。

【北林委員】

定時制については、数学Ⅱの教科書を選んでない学校が多いのですが、定時制では必ずしもやらなくてもよいのでしょうか。

【高校教育課長】

やらなくてもいいということではありませんが、数学では数学Ⅰが必修であり、数学Ⅱや数学Ⅲをどうするかは学校の判断によりますので、これまでの生徒の状況を勘案して判断しているものと思います。

【佐藤委員】

大館国際情報学院のように、新学習指導要領と旧学習指導要領どちらでも、地理Aをとっているところもあれば、地理Aは新学習指導要領だけとか、旧学習指導要領だけという学校もありますが、これはどういうことなのでしょう。

【高校教育課長】

学年によっては、教育課程のとり方の違いによっては、年度を分かれてとったりする場合があります。

り得ます。

【猪股委員長】

今のお話をまとめると、1年生で地理を終わらせる学校と、2年生、3年生でやる学校がある、と解釈してもよろしいでしょうか。

【高校教育課長】

そうです。

【佐藤委員】

前年度と採択する会社が変わった学校はありますか。

【高校教育課長】

あります。

【田中委員】

今回の議案は、必履修のものだけ採択するということでしょうか。それとも、必履修以外のものも全て含まれているのでしょうか。

【高校教育課長】

全てに関してです。

【田中委員】

そうすれば、先ほど北林委員との質疑の中で話が出た数学Ⅱが記載されていない学校については、来年度は数学Ⅱをやらない、ということでしょうか。

【高校教育課長】

そういうことになります。

【田中委員】

新学習指導要領になって2回目の採択になると思いますが、昨年度と違う教科書を採択した学校はあるのでしょうか。

【高校教育課長】

全てを確認しないと明確な回答はできませんが、十分にあり得ることだと思います。

【田中委員】

新しい教科書を使用し始めてからまだそんなに日が経ってない中で、次年度の教科書を決めなければならず、使用してみて良かった悪かったという答えはなかなか出せないと思いますが、それでもあり得るということでしょうか。

【高校教育課長】

教科書会社から見本が届き、その見本を見ながら教科書を決めていきますが、見本を見ただけと実際に授業で使ったのでは、やはり違います。実際に授業で使用したら使いづらかったなどということがありますので、昨年度と違う教科書を採択するという事は、十分あり得ると思います。

【米田教育長】

今の1年生と新1年生の使用する教科書を全く同じにすると、定期考査など色々な場面で、前年度の問題内容や形式が引き続き使われていく可能性があります。同程度の難易度の教科書は複数ありますので、そのことを考慮して、変えている場合もあります。

【猪股委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第36号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第36号を原案どおり可決します。

次に、議案第37号「平成26年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第37号「平成26年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について」説明

【猪股委員長】

議案第37号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

各学校の希望教科書について審査を行うということですが、各学校の希望が叶えられなかったものはありますか。

【特別支援教育課長】

希望が叶えられない学校はありませんでした。

【長岐委員】

手続きの時期的な流れを教えてください。

【特別支援教育課長】

6月上旬に採択方針を決め、その後6月下旬にかけて14日間教科書の展示を行います。7月下旬には、各学校からの希望が上がってきます。そして、8月上旬に意見聴取を行い、教育委員会会議で採択を決定します。

【長岐委員】

採択希望が上がってきてから指導・助言をするまで、一定期間が必要だと思いますが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

【特別支援教育課長】

確認いたします。

【田中委員】

特別支援学校知的障害者用の教科書について、比内養護学校かづの分校だけが小学部の算数と中学部用だけに偏っていますが、採択しない教科書はその対象となる子どもがいないということでしょうか。

【特別支援教育課長】

かづの分校は、特に人数が少ない学校ですが、障害の状態や発達段階によって、教科書よりも絵本を使用するほうが適切な子どももおりますので、そのような教育課程に応じて決めております。人数が多くなると、障害の幅も出ますので、使用する教科書の種類も多くなります。

【田中委員】

来年度も対象となる子どもが入学する予定はないということでしょうか。

【特別支援教育課長】

新入生については、実態調査や教育相談をしていく中で、必要があれば再度決めることになります。

【田中委員】

時期的に、秋とか冬など、遅くなっても間に合うのでしょうか。

【特別支援教育課長】

追加することになります。

【田中委員】

追加する場合も、この教育委員会の場で決めることになるのでしょうか。

【特別支援教育課長】

新規に新しい教科書を採択するというではありません。

【田中委員】

追加で採択はしないということでしょうか。

【特別支援教育課長】

追加の採択はしていません。

【長岐委員】

事前に展示もしておりましたし、慎重な審査を経て議案を提出していると思いますので、内容的には何の異議もありませんが、今後、教育委員会に諮る場合には、義務教育課、高校教育課も同様ですが、新旧対照表を添付するようになっていただけないでしょうか。そうすれば、前年度と変わったところがすぐに分かりますし、教育委員会で決議する際に、論点や争点は絞りやすくなります。教育委員会の議論としては、深まると思います。

【猪股委員長】

審議を深めるためにも、次回からぜひお願いしたいと思います。

【特別支援教育課長】

先ほどの長岐委員からの御質問について、改めてお答えいたします。

6月下旬に展示会を行い、各学校から7月16日まで希望を上げてもらいます。その後、今回は指導はありませんでしたが、希望教科書に問題がないか調査し、8月上旬に学校に返答しました。

【佐藤委員】

特別支援教育課長からの説明の冒頭に、何かが変わっていないという説明がありましたが、選ばれた教科書が変わっていないという説明でしたか。

【特別支援教育課長】

盲学校、秋田きらり支援学校では、小学部、中学部、高等部ともに、昨年度と同一の教科書を選定していると申し上げました。

【佐藤委員】

空欄の部分は、今回は選定しないという部分ですよね。

【特別支援教育課長】

教科用図書を使用しないということです。

【北林委員】

この空欄の部分について、一般図書で採択したもので対応するということですか。

【特別支援教育課長】

そうです。

【猪股委員長】

例えば、盲学校における音声で流れるようなものは、学校教育法附則第9条による一般図書にはならないのでしょうか。

【特別支援教育課長】

副教材の扱いになります。

【田中委員】

以前、この一般図書も教科書の扱いになるとうかがっておりましたが、私の思い違いだったでしょうか。

【特別支援教育課長】

学校教育法附則第9条において、教科用図書以外の絵本を教科書として使用できるとなっております。

【田中委員】

そうすれば、「学校教育法附則第9条による一般図書採択一覧」に載っているものは、教科書として採用するということにはなりませんか。

【義務教育課長】

採択する教科書は、三つあります。一つは、文部科学省検定教科書、二つ目は、特別支援学校用の文部科学省著作教科書、もう一つが附則第9条による一般図書になります。三つのうち一つを教科書として選び、残りは副教材として購入することになります。

【田中委員】

一般図書一覧は、教科書としても使用するし、副教材としても使う一覧と考えてよろしいでしょうか。

【特別支援教育課長】

一般図書に代わるものとしての教科書です。

【長岐委員】

そうすれば、先ほどの議論の中であった追加のものは、副教材として追加したことになりますか。

【福田次長】

これまでのことを再度確認し、改めて報告させていただきます。

【猪股委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第37号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第37号を原案どおり可決します。

次に、報告事項に入ります。

「秋田県公立学校施設の耐震改修状況調査結果について」施設整備室長から説明をお願いします。

【施設整備室長】

「秋田県公立学校施設の耐震改修状況調査結果について」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

それでは、私から質問させていただきますが、耐震化率が100%になるのは、いつ頃になりますか。

【施設整備室長】

平成27年度までを目途に進めています。

【田中委員】

非構造部材とは、具体的にどういうものがあるのでしょうか。

【施設整備室長】

例えば、内壁や外壁のモルタルや、照明、バスケットボールのボードなどが挙げられます。一番大きな問題なのが、吊り天井でありますので、今回は、吊り天井だけの調査もしております。また、広く解釈すると、図書館の戸棚など、構造部材以外のもの全てを含んでいると解されます。

【佐藤委員】

耐震化した施設は、どの位の年数の間、耐震化と認められるものでしょうか。

【施設整備室長】

何年と定められてはおりませんが、40年、50年は大丈夫ではないかと考えています。

【猪股委員長】

他になければ、次に「平成26年度秋田県公立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」及び「平成26年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

「平成26年度秋田県公立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」説明

「平成26年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

高等学校について、1ページの教育委員会公告の出願資格のところ、「中学校若しくはこれに準ずる学校」とあり、実施要項の2ページには、「中学校に準ずる学校とは特別支援学校中学部である」と補足されていますが、中学校に準ずる学校は、特別支援学校中学部だけなのか教えてください。中学校についても、「小学校に準ずる学校とは、特別支援学校小学部である」とあります。

【高校教育課長】

以前は、「特別支援学校中学部である」という説明は記しておりませんでした。準ずる学校とは何かということを質問されることが多く、明記したという経緯があります。

【長岐委員】

それであれば、「準ずる学校」ではなく、「特別支援学校中学部」と書けばいいように思います。今後、何か含まれる可能性があるのでは、残しておかなければならないのでしょうか。

【高校教育課長】

「準ずる学校」を無くし、「特別支援学校中学部」とすることには、現段階では判断しかねます。今後、確認したいと思います。

【田中委員】

高等学校の出願資格で、一般選抜の全日制課程だけ、「県外居住者も出願できる」という記載がありませんが、一般選抜の全日制課程だけ、県外の方は受検できないということでしょうか。

【高校教育課長】

一般選抜で県外から受検する場合には、本県に住所を移し居住することを要件としておりますので、一般選抜の全日制では、住所が県外のまま受検することはできません。

【田中委員】

今までもずっとそうでしたか。

【高校教育課長】

今までも同じです。

なお、隣接協定については、実施要項12ページに別に記載しており、協定を結んでいるところでは通える範囲であれば、受検を認めております。

【北林委員】

実施要領の1ページにある、「前期、一般の各選抜に共通すること」のくくり募集を実施することについて、「入学願書の『志願学科』欄には、『普通・理数』又は『普通・生活科学』又は『普通・国際コミュニケーション』又は『普通・理数・国際』又は『普通・福祉』と記入すること」とありますが、くくり募集と分かっていながら、わざわざ記入させるのはなぜでしょうか。もし、「普通・理数・国際」と記入するところを「普通・国際」とだけ記入すると、不備となり、受検資格がなくなるのですか。

【高校教育課長】

自分の中で自覚してもらうためにも、記入させたいと考えております。

【猪股委員長】

くくり募集で、例えば、「自分は理数科に行きたかったけど普通科になってしまった」という不満が生じないように、ということですか。

【高校教育課長】

あくまでも、自分で中身を分かってもらうために、記入してもらっています。なお、記入しないことで、受検をさせないことはありません。不備があれば、再度提出してもらうことも考えられます。

【北林委員】

当初から学科を選んで受検する学校と書式を合わせるために、くくり募集もその欄を埋めさせるということですね。

【高校教育課長】

志願書の書き方としては、そういうことになります。

【北林委員】

志願書の様式は、各学校共通で一つしかないのでしょうか。

【高校教育課長】

そうです。

【福田次長】

実施要領の45ページを御覧いただきたいのですが、能代松陽高校においては、普通と国際コミュニケーションはくくり募集ですが、情報ビジネスは単独の学科募集となります。くくり募集と単独募集がある場合など、複雑な場合もありますので、記入してもらっています。

【長岐委員】

定型書式の中に、志願学科欄があり、くくり募集の場合にどのように記入すればいいかという質問が多く、その都度答えることが大変なので、最初から記入するよう指示しているということも、理由の一つにあるように推測しましたが、いかがでしょうか。

【高校教育課長】

そういう理由もあります。

【長岐委員】

要は、あってもなくてもいいけれども、書きたい人は書いてくださいという趣旨ですよ。

【高校教育課長】

書きたい人はでなく、書いてくださいという意味です。

【北林委員】

もしそうであれば、「くくり」と記入してもらえばいいと思います。

【猪股委員長】

学校ではなく、学校の学科を受検します。くくりの中身を知っていないと意味がないと思いますので、私は記入する必要があると思います。

【佐藤委員】

要領 8 ページの出願資格の (3) に、「高等学校が示す『出願の条件 (〈別表 2〉 5 4 ページ)』を満たしている者」とありますが、別表 2 だとすると「4 2 ページ」ではないでしょうか。

【高校教育課長】

定時制になりますので、「〈別表 3〉 5 3 ページ」になります。訂正します。

【佐藤委員】

隣接協定についてですが、例えば、岩手県との県境に住んでいる横手市の生徒は、岩手県か本県かどちらか 1 校しか受検できないとありますが、1 校しか受検していないことの確認は、どのように行うのでしょうか。

【高校教育課長】

受検する際は、必ず中学校を經由して願書を提出しますので、中学校でチェックが入ります。

【福田次長】

補足しますと、1 2 ページの青森県との場合の (3) に、「併願を防止するため、県外県立学校高等学校への入学を志願する場合には、併願がない旨の在学又は出身中学校の長の証明書を願書に添付させるものとする」と記載しています。

【田中委員】

高等学校の実施要項は、各中学校に配付されると思いますが、県立中学校の実施要綱はどういうところに配られるのでしょうか。

【高校教育課長】

地域内の小学校全てに配付します。県立中学校の場合は、全県一区ではありませんので、大館国際情報学院中学校であれば県北地区の全ての小学校に、横手清陵学院中学校については県南地区の全ての小学校に配付します。また、実施要綱は、ホームページにも掲載しますので、ホームページでも確認していただけます。

【田中委員】

中学校の実施要綱には、大館国際情報学院中学校と横手清陵学院中学校のどちらにも共通するものですか。

【高校教育課長】

そうです。

【田中委員】

大館国際情報学院中学校、横手清陵学院中学校それぞれの実施要綱ではなく、同じものを配付するのでしょうか。

【高校教育課長】

同じものを配付します。

【猪股委員長】

高等学校の実施要項に、「傾斜配点教科申告書」がありますが、どのようなかたちで行うのでしょうか。

【高校教育課長】

特定の教科を学校で決めて、その教科の点数を倍するなど重みを置く形で行っています。

【猪股委員長】

申告書を見ると、受検生が申告することになっておりますので、不思議に思いました。

【高校教育課長】

学校によっては、傾斜配点の科目を複数設定して選択させる学校もありますので、その場合は自分で決めさせることとなります。今回は行ってる学校はありません。

【田中委員】

今回はないということですが、過去に実施した学校はあったのでしょうか。

【高校教育課長】

昨年もありませんでした。数年前には何校かありました。

【田中委員】

傾斜配点を実施すると、特徴のある生徒が多く集まるような気がしますが、実施されなくなったのはなぜでしょうか。

【高校教育課長】

特徴のある生徒を期待して実施したものの、普通に行った場合と傾向が変わらなかつたり、傾斜配点を行うと事務量が増えますので、その点を勘案した結果、最近は行われなくなったと聞いています。

【福田次長】

例えば、秋田北高校については、男女共学に合わせて、理数系が得意な生徒を多く欲しいということから、数学と理科について傾斜配点を行って行いましたが、傾斜配点の実施によりその教科が得意な生徒が集まっているかどうかについては、検証はしたものの、はっきりとは分かりませんでした。また、逆に、数学、理科が苦手な生徒が志願を避ける傾向もあり、その辺りを総合的に判断して、傾斜配点を行わないようになりました。

【猪股委員長】

他になければ、次に、議案第35号についてですが、人事案件であることから秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第27条により秘密会とします。傍聴の方は、退室願います。

(傍聴人退室)

※秘密会のまま終了。